

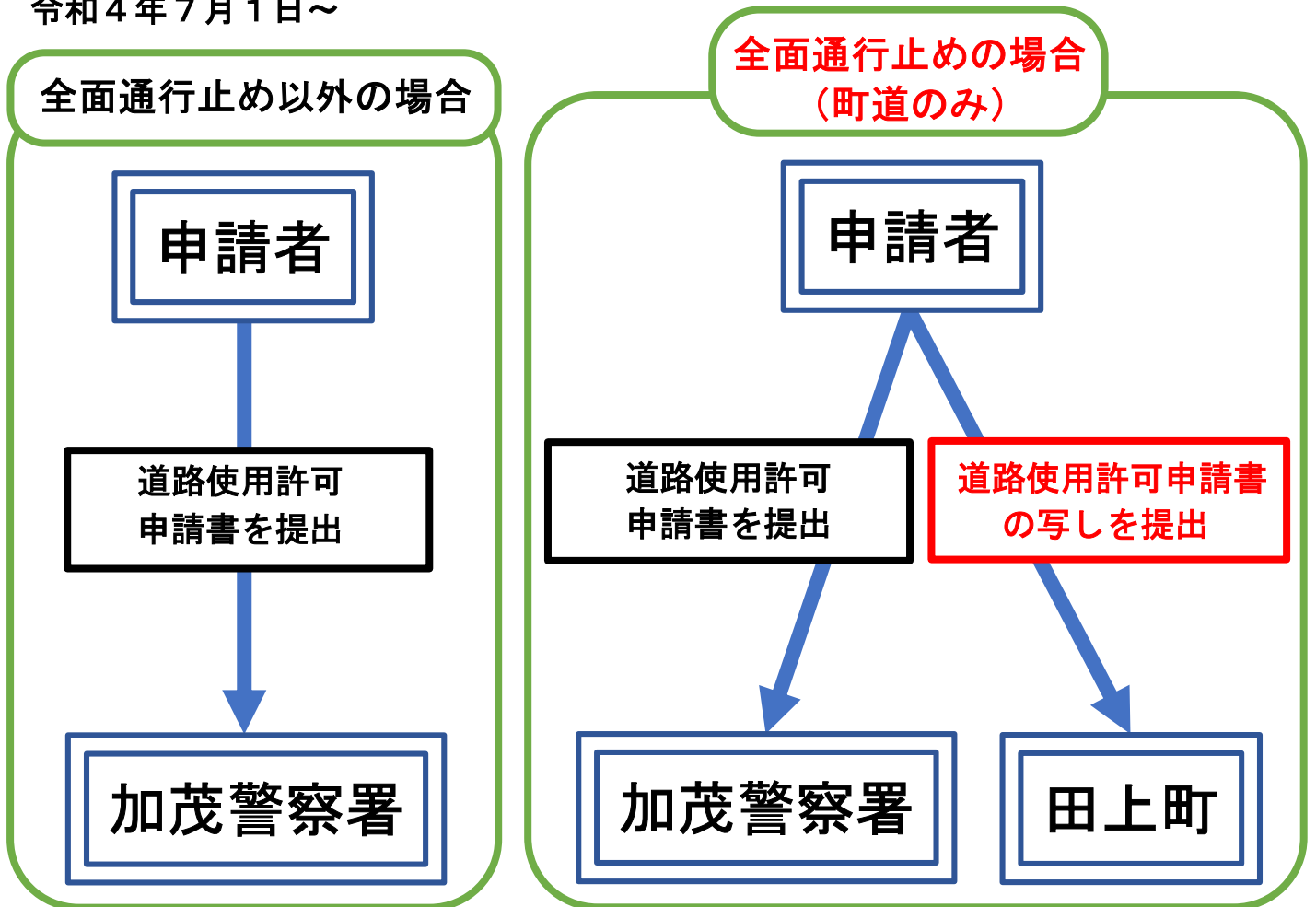
道路使用許可申請書の提出について（お願い）

令和4年7月1日より、経由印が廃止され、道路使用許可の申請時に、道路を管理する国・県・市町村の窓口へ赴く必要がなくなります。ただし、道路管理者として町道の全面通行止め等の通行規制の状況を把握する必要があるため、田上町に道路使用許可申請書の写しの提出をお願いします。

提出対象となる通行規制

- ・ 全面通行止め（車両通行止め等） → 町道のみ提出対象

令和4年7月1日～



田上町 地域整備課

TEL 0256-57-6223

加茂警察署 交通課

TEL 0256-52-0110